

議事の公開について（案）

本会議の議事の運営については、以下のとおりとする。

1. 議事は公開とし、一般傍聴を認める。ただし、特別の事情がある場合は座長の判断で非公開とすることができるものとする。
2. 会議の配布資料は、原則として公開とする。また、議事要旨は、速やかに経済産業省のホームページを通じて公表する。ただし、特別の事情がある場合は、座長の判断で配布資料または議事要旨の一部または全部を非公開とすることができるものとする。